

森林(もり)の体験活動の支援事業実施要領(標準型、短期型)

第1 目的

この要領は、森林(もり)の体験活動の支援事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

この事業は、県民が自ら実施する「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動等」を実施する活動に対し、助成する。

第3 応募申請

- 1 事業(標準型)に応募申請する者は、知事が別に定めるみんなの森づくり県民税公募事業森林(もり)の体験活動の支援事業(標準型)募集要項に規定する応募申請書を申請者が主な活動を行う市町村長に提出するものとする。
- 2 事業(短期型)に応募申請する者は、知事が別に定めるみんなの森づくり県民税公募事業森林(もり)の体験活動の支援事業(短期型)募集要項に規定する応募申請書を申請者が主な活動を行う地域を管轄する地域振興局長又は支庁長（以下「地域振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 3 市町村長は、提出された応募申請書を取りまとめ、地域振興局長等に提出するものとする。
- 4 地域振興局長等は、提出された応募申請書の内容をチェックシート（別記第1号様式）により審査し、森づくり推進課長にチェックシートを添えて提出するものとする。

第4 事業実績報告に添付する書類

みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第8条に定める実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 補助対象経費の支出根拠となる領収書（請求書）等
- 2 事業の実施状況が判る写真（広報活動に使用可のもの）
- 3 活動実績書（別記第2号様式）
- 4 事業実施主体アンケート調査票（別記第3号様式）

第5 確認検査

- 1 事業の検査に当たっては、事業の実施主体から提出された実績報告書により書類検査を行う。
- 2 完了確認検査は、完了確認検査調書（別記第4号様式）によるものとする。

第6 事業実績

地域振興局長等は、管内の事業実績を取りまとめ、事業実施報告書(標準型)（別記第5号様式）、事業実施報告書(短期型)（別記第6号様式）により翌年度の4月末日までに森づくり推進課長に報告するものとする。

なお、事業実施報告書には、実施主体から提出された実績報告書（添付書類も含む）の写しを添付するものとする。

第7 その他

事業実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

- 3 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 2 号様式

令和 年度 森林（もり）の体験活動の支援事業の活動実績

事業の名称			
団体名称			
活動場所		補助金額	円
事業の目的			
参加者数	名 （うち新たな参加者数： 名）		

活動実施日	主な活動実績
【参加者の感想、様子等】	
【実施者の感想、今後の展開等】	

団体情報			
団体名			
代表者		会員数	人
所在地			
電 話	※	FAX	※
E-mail	※		
ホームページ URL	※		
団体の 主な活動			

(注) ※は、必須ではありません。(公表を希望する場合のみ記載してください。)

【学習活動写真】	【学習活動内容】
【体験活動写真】	【体験活動内容】
【写真】	【工夫したことや活動のポイント】

(注) 県ホームページで公表しますので、添付する写真についてはご注意ください。

別記第3号様式

みんなの森づくり県民税関係事業（令和 年度実施）に関する事業実施主体アンケート調査票

問1 貴団体の名称等を記入してください。

事業名	森林（もり）とのふれあい推進事業（森林（もり）の体験活動の支援事業）
団体等名称	
担当者・連絡先	担当者名（ ）Tel（ ）

問2 みんなの森づくり県民税は、「森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」を図ることを目的としていますが、事業実施に当たり森林の役目（必要性）等について、関係者や参加者の理解をどの程度深めることができましたか。（①～⑧のそれぞれの項目について、不十分から十分までの5段階評価のうち、該当する数字を○で囲んでください）

項目	不十分 普通 十分				
①洪水や渇水を防ぎ、豊かでおいしい水を供給する機能について	1	2	3	4	5
②土砂崩れ等の自然災害を防止する機能について	1	2	3	4	5
③様々な動物のすみかとなって生物多様性を維持する機能について	1	2	3	4	5
④新鮮な空気の提供や、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能について	1	2	3	4	5
⑤キャンプや森林浴など、リフレッシュや教育の場を提供する機能について	1	2	3	4	5
⑥家や家具などに使用する木材を生産する機能について	1	2	3	4	5
⑦木材の利用を促進することが、森林の整備にとって必要であることについて	1	2	3	4	5
⑧森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、間伐等の森林整備は必要であることについて	1	2	3	4	5

問3 問2で「1」又は「2」を選択された方に伺います。

（1）不十分と思われた理由を簡潔にお書きください。

（2）今後、県民(参加者)の皆様に森林の役割(必要性)等に関して理解を深めていただくためには、どのような取組が有効と思われますか。簡潔にお書きください。

問4 事業を実施した結果、参加者・地域住民などから事業についての反響(意見や感想等)がありましたら簡潔にお書きください。

問5 事業を実施して、県民(参加者)の意識の醸成にどのような効果がありましたか。簡潔にお書きください。

問6 森林（もり）とのふれあい推進事業について、今後どのように展開すべきと考えますか。

次の中から一つ選んでください。

- ① 事業費等を拡充して継続 ② 今回と同程度で継続
 ③ 事業費等を縮小して継続 ④ 廃止すべき
 ⑤ その他（ ）

問7 事業実施における改善点などの御意見・御提言がありましたら御自由にお書きください。